

2014年1月30日

お客様各位

出港前報告制度開始について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、平成26年3月より出港前報告制度が導入されることが決定しております。対象貨物は、本邦に入港しようとする外国貿易船に積載するコンテナ貨物となっております。

導入開始に伴い、船積港における弊社現地法人、代理店が本船出港24時間前にHBL情報を電子的に本邦税関に報告する義務が発生致します、荷送人様（Shipper様）は、これまでご提供頂いておりました船積み情報の中でも、下記につきましては詳細情報を積み地側運送人にご報告頂く必要がございます。

今後船会社による書類提出のカットの前倒しも想定され、NVOCCのHBLと船会社のMBL情報が一致しない場合は、本邦税関側より不積の指示が入る事もございます。今後弊社現地法人等が設定する書類カット日までに必要情報をご提供いただけない場合は、誠に遺憾ながら予定されている本船に船積みできない事も想定されます。荷受人様、におかれましては下記情報を積み地側でご報告いただきます様、再度荷送人様にご連絡下さいます様お願い申し上げます。

敬具

記

1. Shipper, Consignee, Nortify Party

- a. 会社名
- b. フルアドレス
- c. 郵便番号
- d. 電話番号 *輸出入者コードを報告する場合は a~d は不要

2. 詳細な商品名

受理不可商品につきましては、下記 NACCS センター掲示板をご参照ください。

<http://www.naccscenter.com/files/00065757/annex09j.pdf>

3. HS Code

代表的な商品の HS Code (6 桁レベル)

今後、情報変更の可能性もございますのでご了承ください。

出港前報告制度の詳細につきましては、下記ホームページをご参照ください。

→ 税関ホームページ http://www.customs.go.jp/news/news/advance3_j/index.htm

→ NACCS センターホームページ <http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>

以上

尚、ご不明な点がございましたら弊社までお問い合わせください。

本社：〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-8-2 新日本橋ビル 6 階

TEL：03-3510-7791 FAX：03-3510-7789

大阪支店：〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 3-5-12 御堂筋安土町ビル 4 階

TEL：06-6264-2033 FAX：06-6264-2055